

補助金等検証シート

No. 17

所属	高齢福祉課	会計	1 款	3 項	1 目	1 事業	13 社会福祉団体助成費
第5次総合計画施策体系	章	4	節	1	部門	1	部門名
							地域福祉活動

1. 補助金の基本データ

(1) 補助金名称	フォレストデイセンター鹿ノ台交流スペース運営補助金								
(2) 根拠(条例・規則・要綱名)	フォレストデイセンター鹿ノ台交流スペース運営補助金交付要綱								
(3) 補助金創設年度	平成18 年度	交付区分	団体(固定)						
(4) 補助金の導入経緯及び目的	<p>地元からの要望に基づき、当初、市の施設としてデイサービスセンター及び交流施設を建設計画中に、主要な財源である国の補助金が廃止されたことから、民間活力を活用し、社会福祉法人長命荘が施設を建設、運営することに変更され、市はその運営に要する経費を助成することとなった。</p> <p>当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当する場合のみ)</p>								
(5) 平成25年度予算額	1,000 千円	財源	<table border="1"> <tr> <td>国・県補助金</td> <td>0 千円</td> </tr> <tr> <td>その他特定財源()</td> <td>0 千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>1,000 千円</td> </tr> </table>	国・県補助金	0 千円	その他特定財源()	0 千円	一般財源	1,000 千円
国・県補助金	0 千円								
その他特定財源()	0 千円								
一般財源	1,000 千円								
(6) 平成25年度予算額積算方法	[補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい]								
交付要綱本則に規定する上限額である。									
(7) 国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等								
[市単による上乗せがある場合は、その内容]									
[国、県等の補助金が創設された経緯・目的]									

(8)から(12)は団体への補助の場合のみ記入してください。

(8) 交付先(団体等名)	社会福祉法人 長命荘	(9) 団体等の構成人数	人
(10) 交付先の構成団体の名称(別紙添付でも可)			
(11) 当該補助金の交付の他に交付先に対し行っている助成状況(該当項目全てに○)			
項 目		積算根拠又は内容	金 額
市が事務局業務を行っている		人 × 6,600 千円 =	0 千円
場所や備品、消耗品等を無償貸与している	○	2千円/月・㎡×307.5㎡×12ヶ月 =	7,380 千円
有料施設等の減免を行っている			千円
有料施設等の使用料の補助を行っている			千円
その他			千円
(12) ((11)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由			
(4)と同様の理由により、敷地を無償貸与している。			

(13) 補助金合計 (5) + (11)	8,380 千円	(14) 補助金合計に占める人件費の割合	0.0 %
-----------------------	----------	----------------------	-------

2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1) 補助金の算定根拠		適合しない理由と今後の対応	
①特定の具体的な事業に対する補助である。			施設の運営に対する補助であり、国等に別途算定の元となる根拠もないため。今後さらに施設の運営方法が変更される可能性もあり、今後の対応は未定である。
	補助対象事業・補助対象経費		施設の運営に必要な電気料金、水道料金、電話料金、建物及び設備に関する損害保険料及び点検料その他市長が必要と認める経費
②補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。			全額補助であるが、平成23年度以前と比較して、対象経費の範囲を縮小し、補助金の額も1/4程度に削減している(24年度は激変緩和措置に伴う加算あり)。今後の対応については、①と同様。
	補助率又は単価設定根拠		補助金の上限額1,000千円は当該補助対象経費の平成23年度までの実績額に基づいている。
③補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行っていない。		○	
	再交付先の名称、件数等		
	再交付の金額・内容		
(2) 補助期間			
①補助金の終期(原則として3年)を設定している。			今後の施設の運営方法は、未確定な部分があるが、現状のかたちで運営されている間は、補助を継続すべきものであると考えられるため。
	(終期を設定している場合)終了年月日		
(3) 実績報告等			
①補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。		○	
②領収書及び契約書の写し等を添付させている。		○	
③1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。		○	
(4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への運営補助の場合のみご記入下さい			
①交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。			
②交付先団体等において適正な監査機能を有している。			
③補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。			

3. 補助金交付基準による検証

(1) 公益性		
① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。	A	つながっている
[上記のように評価した理由] 施設の運営にあたって、平成24年度から利用対象者の居住地域による限定を排除したため、利益の享受範囲が広まった。		
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A	適合している
[上記のように評価した理由] 従前から、施設は盛んに利用されており、①の効果と相まって、社会情勢や市民ニーズに対する適合性も向上したと考えられる。		
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A	合致している
[上記のように評価した理由] 交流活動の推進、地域の活性化を図るとい、市の基本的な政策方針に合致していると考ええる。		
(2) 必要性		
① 市が関与する妥当性はあるか。	B	一定程度ある
[上記のように評価した理由] 当初の補助金の導入経緯から見て、市が関与する妥当性は一定程度あるほか、平成24年度の運営方法見直し後、法人も使用料を徴収する等、自立的な運営に向けて努力しているが、補助対象経費は施設の運営に不可欠な経費であり、市の関与は必要である。		
② 補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	B	ない
[上記のように評価した理由] 基本的に法人の施設であり、補助金交付が最も適切であると考ええる。		
③ 創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。	B	ある程度達成されている
[上記のように評価した理由] 施設建設当初の目的である、地域の活性化は一定以上達成されているが、平成24年度の運営方法見直しにより、地域という限定が解除され、その動向と、補助金削減後の法人の運営の安定化の確認にはまだ若干時間を要する。		
(3) 補助の効果(成果)		
① 補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	B	一定程度認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B	一定程度期待できる
[上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入して下さい。)] (2)の③と同じ。		
(4) 補助内容の妥当性(2. 補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい)		
① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。	A	明確である
② 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A	目的どおりである
(5) 補助金交付を中止した場合、問題は？		
有	判断理由	補助金の削減後、法人は使用料を徴収するなど、自立的な運営に向けて努力しているが、その結果を判断するには、まだ若干の時間を要する。

(6)平成22年度以降(H22年度に見直し対象外となったものは平成18年度以降)、内容等で見直しを行ったことがあるか。

有	見直し時期	平成24年度
	見直しの契機	行政改革推進委員会からの提言
	見直し内容	[総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。] 平成24年度当初予算においては、いったん補助金を廃止した。その後、地域からの強い要望、法人の負担軽減の観点から、規模を縮小して助成することとした。
	(無と回答した場合のみ) 見直しを実施していない理由	

(7)H22年度の「補助金等の見直しに関する提言」の提言内容と異なる対応を行った理由は？(H22提言と異なる対応をした補助金のみ記入)

当初は提言どおり、廃止したが、廃止後の運営にあたって、地域、法人と協議する中で、規模を縮小して、当分の間、補助を継続すべきとの判断に至ったため。

(8)今後の方向性は？

①	継続	判断理由	施設の運営方法を変更し、補助金の額を縮減してまもないから、施設の運営状況を注視する必要があるが、法人の運営経費負担を考慮し、現在の規模で継続すべきと考えている。
		②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容	

4. 附属データ

(1)交付実績

	平成24年度 (見込)	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
補助金決算額	1,700 千円	3,960 千円	3,960 千円	3,960 千円	3,960 千円
うち国県補助金	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
うちその他財源	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
うち一般財源	1,700 千円	3,960 千円	3,960 千円	3,960 千円	3,960 千円
交付件数実績	1	1	1	1	1
当該年度交付対象数	1	1	1	1	1
補助金交付・管理事務の人員費	66 千円				
職員従事者数(人・年)	0.01				

(2)・(3)は団体への運営補助の場合のみ記入してください。

(2)補助金交付先の収支状況

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
歳出決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(H24年度末現在高)	千円				

(3)補助金交付先に対する市の出資状況 無 有の場合出資額 千円

(4)他市の状況(H25年度予算ベース)

市名	金額	備考
奈良市	千円	
大和郡山市	千円	
天理市	千円	
橿原市	千円	
香芝市	千円	

フォレストデイセンター鹿ノ台交流スペース運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者及び母子等の交流活動の推進に資するため、フォレストデイサービス鹿ノ台交流スペース（以下「施設」という。）を運営する社会福祉法人長命荘（以下「当該法人」という。）に対し、フォレストデイセンター鹿ノ台交流スペース運営補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることとする。

2 補助金の交付に関し必要な事項は、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「補助金交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、施設の運営に必要な電気料金、水道料金、電話料金、建物及び設備に関する損害保険料及び点検料その他市長が必要と認める経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条の補助対象経費に100分の100を乗じて得た額とする。

2 前項の補助金の上限額は、1,000千円とする。

(交付申請)

第4条 当該法人は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、提出書類を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該法人に通知するものとする。

(交付請求)

第6条 当該法人は、補助金の交付決定の通知を受けたときは、市の指定する方法により

補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付等）

第7条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに当該法人に補助金を交付するものとする。

2 当該法人は、毎年度、収支決算の結果、補助対象経費の合計額が第5条の交付決定金額に満たないときは、その差額を市長に返納しなければならない。

（実績報告）

第8条 当該法人は、補助金を受け、事業が完了した後、補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書及び契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 補助金交付規則第13条の規定による額の確定の通知は、補助金確定通知書（様式第5号）により、当該法人に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、当該法人が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽り或其他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 施設の使用を希望する者の属する自治会等の区分により施設の使用を制限したとき。

（適用期間）

第11条 この要綱は、施設が第1条に規定する高齢者及び母子等の交流活動に供される間、適用する。

（施行の細目）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年度に限り、第2条の補助対象経費については、同条に規定する経費に、当該法人が負担する施設の運営に要する人件費及び運営管理委託に要する経費（以下「人件費等」という。）を加えた経費とする。
- 3 平成24年度に限り、第3条第1項の補助金の額については、同条同項に規定する額に、前項の人件費等に100分の33を乗じて得た額を加えた額とする。
- 4 平成24年度に限り、第3条第2項の補助金の上限額については、同条同項に規定する額に、700千円を加えた額とする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

生駒市長

殿

社会福祉法人 長命荘

理事長

印

補助金交付申請書

フォレストデイセンター鹿ノ台交流スペース運営補助金交付要綱第4条の規定により、
下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類 事業計画書、収支予算書

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

社会福祉法人 長命荘

理事長

殿

生駒市長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があったフォレストデイセンター鹿ノ台交流スペース運営補助金について、フォレストデイセンター鹿ノ台交流スペース運営補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金を交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額 金

円

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

生駒市長 殿

社会福祉法人 長命荘

理事長

印

補助金交付請求書

フォレストデイセンター鹿ノ台交流スペース運営補助金交付要綱第6条の規定により、
補助金の交付決定通知を受けたので、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

生駒市長

殿

社会福祉法人 長命荘

理事長

印

補助金実績報告書

フォレストデイセンター鹿ノ台交流スペース運営補助金交付要綱第8条の規定により、
事業の実績を下記の書類を添えて報告します。

記

添付書類

事業報告書、収支決算書

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

社会福祉法人 長命荘

理事長

殿

生駒市長

印

補助金確定通知書

年 月 日付けで生福総第 号で交付決定したフォレストデイセンター鹿ノ台交流スペース運営補助金については、年 月 日付けの補助金実績報告に基づき、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

補助金確定額 金

円